

東京都北区 奨学金返済支援給付事業 令和8年度募集



奨学金
返済



北区に
定住



返済額が
最大 **100%**
返ってくる！



対象

令和6年度卒業生

令和6年9月卒業／令和7年3月卒業など

給付

5年定住で最大 **100万円**

前年度の返済相当額を給付（上限あり）

募集

令和8年5月1日から7月31日まで

あなたの学びを、支えたい。
北区に住んで、
北区を元気に。
あなたの力が、
このまちに必要です。

この補助金は、若者にとって経済的負担の多い奨学金の返済について、北区が当該若年者の経済的支援及び教育の機会均等の確保をするとともに、もって北区における若者の定住を促進すること及び地域の活性化を図ることを目的としています。

東京都北区教育委員会

教育先進都市・北区

State-of-the-art education in Kita-ku TOKYO

本事業は区議会における予算の議決を前提としています。掲載内容は令和7年9月時点のもので、今後変更となる場合があります。

対象になる？！確認フローチャート・募集定員など

第一種

- ・ ① 第一種学資貸与金【独立行政法人日本学生支援機構】の貸与を受けた。

卒業

- ・ ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに大学等を卒業・修了した。

返済

- ・ ③ 対象となる奨学金を自ら補助対象奨学金を返済している。
- ・ ④ 対象となる奨学金を遅滞なく返還しており、滞納している返還未済額がない。

住民票

- ・ ⑤ 令和8年1月1日時点で北区に住民登録をしている（北区に住民票がある）。

ほか

- ・ ⑥ 添付書類を提出できる。住民税の滞納がない。暴力団員や暴力団関係者でない。

①から⑥のすべての要件を満たしたら...

Webエントリー&添付書類の郵送へ！



定住要件

毎年

募集人数

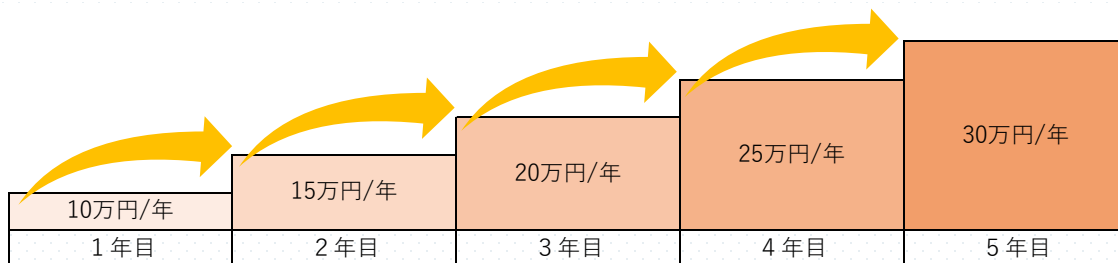
- ・ 1月1日時点で北区に住民登録

最大100名(※)

※申請が募集人数を超えた場合は、借入総額の多い者から順に対象者を決定いたします。

給付額

- ・ 補助対象奨学金の前年度返済額相当を給付します（上限額あり）。
- ・ 上限額：1年目10万円、2年目15万円、3年目20万円、4年目25万円、5年目30万円。



- ・ 例1：1年目の返済額が計5万円だった場合 ...給付額 5万円
- ・ 例2：1年目の返済額が計10万円だった場合...給付額10万円
- ・ 例3：1年目の返済額が計20万円だった場合...給付額10万円

最大100%
返ってくる！

申請から支給までのイメージ

卒業～申請前

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

・大学等を卒業または修了

令和7年4月1日以降

・対象奨学金を遅滞なく返済する。

1年目の申請へ！

申請【1年目】

令和8年1月1日時点

・北区に住民票を置いていることを確認

令和8年5月1日から
同年7月31日まで

・Web申請フォームでエントリー

オンライン申請後から
同年8月31日まで

・添付書類を郵送

令和8年10月以降

・【北区】交付決定・不交付決定

交付決定後

・請求書類を郵送→支給へ

7月末までにWeb申請
かつ8月末までに
すべての書類の
提出が必要です。
申請や書類に不備が
あると交付対象に
なりません。

交付決定は**5年間有効**です。
ただし、**毎年**北区に住んでいるなど
要件を満たすことが必要です。

申請【2年目以降5年目まで】

毎年

毎年1月1日時点

・北区に住民票を置いていることを確認

※1月1日時点で北区に住民票がない場合は支給対象外となります。
次年度以降の支給はありません。

別に定める期日まで

・請求書類＋証明書類を郵送→支給へ

返済支援給付の対象となる奨学金など

交付対象の要件となる奨学金

- ・第一種学資貸与金【JASSO：独立行政法人日本学生支援機構】

本制度の申請にあたっては、**第一種奨学金**の借り入れと返済が要件になります。

返済支援給付の対象となる貸付奨学金

- ・第一種学資貸与金【JASSO：独立行政法人日本学生支援機構】
- ・第二種学資貸与金【JASSO：独立行政法人日本学生支援機構】
- ・東京都育英資金【公益財団法人東京都私学財団】
- ・東京都北区奨学資金貸付金【北区教育委員会】
- ・生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）【社会福祉協議会】
- ・母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
- ・交通遺児育英会奨学金【公益財団法人 交通遺児育英会】
- ・あしなが奨学金【一般財団法人あしなが育英会】
- ・上記の貸付に準ずると区長が認めたもの。

申請のときに添付する書類

- ・申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し

- ・奨学金に関する書類

補助対象奨学金であることを証する書類

補助年度の前年度における補助対象奨学金を返還した額が分かる書類

返還すべき補助対象奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類

- ・住民票の写し

- ・税証明

住民税【納税】証明書 または 住民税【非課税】証明書

※ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている方は、住民税非課税証明書に代えて、生活保護受給証明書を添付することができます。

- ・同種の補助金等の額が確認できるもの

同種の補助金等の交付を受けている場合のみ

- ・その他区長が必要と認める書類

問い合わせ先

北区教育委員会事務局 教育政策課 奨学金返済支援給付事業担当

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10（滝野川分庁舎2階11番）

電話 03-3908-9279（直通）

詳しくは、北区ホームページをご確認ください。

